

委員会審査

条例

議案第56号
鶴ヶ島市市民センター条例の一部を改正する条例について

鶴ヶ島市市民センターの業務に市民活動の支援を追加するとともに、鶴ヶ島市市民活動推進センターを廃止するものです。

Q 施設の補修・改修等のスケジュールは。

A 地域活動推進課長 公共施設保全計画に基づき計画的に、また、状況により前倒しして補修等を行う。個別利用実施計画の策定を踏まえた見直し等もしていきたいと考えている。



議案第57号
鶴ヶ島市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険の被保険者に係る出産育児一時金の額を改定等するものです。

Q 被保険者の出生の状況は。

A 保険年金課長 過去5年間で平成28年度が61人、29年度が48人、30年度が46人、令和元年度が48人、2年度が41人で

ある。

議案第58号
鶴ヶ島市手数料条例の一部を改正する条例について

長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査等に係る手数料の規定を改正するものです。鶴ヶ島市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

議案第59号
審査の申出に係る書面の押印を廃止等するものです。

議案第60号
市道の路線の認定について

道路法第8条第2項の規定によるものです。

議案第65号
市道の路線の廃止について

道路法第10条第3項の規定において準用する同法第8条第2項の規定によるものです。



令和3年度の一般会計補正予算2件及び特別会計補正予算3件が可決されました。

一般会計(第7号)

在宅重症心身障害児の家族に対するレスパイトケア事業補助金

Q 事業内容は。

A 障害者福祉課長 常時介護や医療的ケアが必要な重症心身障害児者の家族の負担軽減を目的に、医療型短期入所や日中一時支援を行う事業所に対して、通常の障害者自立支援給付の報酬に、実績に応じた補助金を上乗せする事業である。

東市民センター多目的ホールLED照明導入事業

大橋市民センター集会所LED照明導入事業

東市民センター多目的ホールと大橋市民センター集会所の照明をLED化するが、他の市民センターの対応は。

Q 地域活動推進課長 明るい西市民センターを除き、南北及び富士見市民センターの集会所も、できるだけ早い時期に交換したいと考えている。

A ふるさと振興発信事業

寄附によるまちづくり基金積立金(ふるさと納税分)

ふるさと納税が昨年度に続き増えている。新たな市内事業者の発掘等、今後の見直しは。

Q 産業振興課長 今年度は、2億3000万円程度の寄附の見通しである。市内事業者の全国的なPRとなっている。

A 道路建設課長 今回の点検で改善が必要な85か所のうち、前倒しで対応し、43か所が今年度中に完了する。令和6年には全て完了する予定である。

Q 市内の脚折のケヤキ以外の保護・保全すべき天然記念物の調査と対応は。

A 生涯学習スポーツ課長 過去に調査しており、今後は

事業者は年間を通して3から5社が入れ替わっており、制度が開始した当初よりかなり増えている。



道路交通環境安全対策事業

Q 通学路安全総点検の結果と市民要望に基づいて対応を進めていると思うが、その現状と見直しは。

Q 介護保険特別会計

Q 増えているサービスは。

A 介護保険課長 デイサービス等の利用者が月30人程度、特別養護老人ホームの入所者も月10人程度増加している。また、高額介護サービス費は、一般被保険者が36人、生活保護受給者が5人増加している。

後期高齢者医療広域連合納付金に要する経費を補正するものです。

国民健康保険特別会計

一般被保険者療養給付費保険者負担金に要する経費等を補正するものです。

地域ぐるみで保護・保全について検討していく。



脚折のケヤキ

